

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を  
ここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第46号

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

第1条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例  
第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改め  
る。

第2条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月  
1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用  
する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の  
安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給さ  
れた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。